

## 議案第 27 号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年 3 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 17 号中「、指定通所支援基準条例第 68 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改める。

第 27 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第 28 条第 2 項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族

並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第3項中「居宅介護計画作成後」を「第1項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第32条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第41条第4項中「規定により都道府県知事」の次に「（指定都市にあっては、指定都市の市長）」を加える。

第50条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改める。

第55条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第63条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第64条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第65条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第84条第1項第2号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第115条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第132条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第133条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第135条中「第31条」の次に「、第32条第4項」を加える。

第137条第1項第1号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第143条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第144条の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第144条の2 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満

たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第147条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第124条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第147条中「第259条」を「第148条の2に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第259条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に、「指定通所介護事業所等が」を「指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が」に、「提供する指定通所

介護等」を「提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」に、「数を指定通所介護等」を「数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」に、「指定通所介護事業所等として」を「指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として」に改める。

第148条の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第148条の2 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第158条及び第176条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「第141条」の次に「、第184条第6項」を加え、「第185条第1項」を「第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第194条第1項の工賃」と、第185条第1項」に改める。

第199条中「第141条」の次に「、第184条第6項」を加え、「第185条第1項」を「第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第198条第1項の工賃」と、第185条第1項」に改める。

第204条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第205条中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第212条第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(㉞)又は(㉟)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(㉞)又は(㉟)に掲げる数

(㉞) 利用者の数が60以下 1以上

(㉟) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(㉞)又は(㉟)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(㉞)又は(㉟)に掲げる数

(㉞) 利用者の数が30以下 1以上

(㉟) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第212条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第215条を次のように改める。

#### 第215条 削除

第216条の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第218条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第219条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的」の次に「に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的」を加える。

第223条第3項中「必要な援助」の次に「に行い、又はこれに併せて居宅に

おける自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第226条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第227条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第227条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第227条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第244条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第234条に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第235条中「、第80条」を削る。

第236条中「入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第237条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第244条の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第245条中「、第80条」を削る。

第246条中「（第248条第1項）を「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第248条第1項）」に改める。

第247条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第256条中「、第80条」を削る。

第257条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第260条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第261条ただし書中「職務に」の次に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第263条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

附則第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第10項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第15項及び第16項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条～第164条）」を

「

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条～第164条）

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第164条の2）

第2節 人員に関する基準（第164条の3・第164条の4）

第3節 設備に関する基準（第164条の5）

第4節 運営に関する基準（第164条の6～第164条の9）

」

に改める。

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第4条第1項中「及び第7章」を「、第7章、第8章及び第9章」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第164条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業員の員数等）

第164条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」

という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第164条の4 第56条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第164条の5 第87条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第164条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第164条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合におい

て、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第164条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第164条の9 第11条から第22条まで、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第63条、第66条、第72条、第74条から第76条まで、第80条、第81条（第2項第1号を除く。）、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条及び第156条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第164条の9において準用する第96条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第2項」と、第63条第

1 項中「次条第 1 項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第 81 条第 2 項第 2 号中「第 59 条第 1 項」とあるのは「第 164 条の 9 において準用する第 21 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 71 条」とあるのは「第 164 条の 9 において準用する第 95 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 164 条の 9」と、第 98 条中「次条」とあるのは「第 164 条の 9 において準用する第 99 条」と、第 99 条第 1 項中「第 96 条」とあるのは「第 164 条の 9 において準用する第 96 条」と、第 156 条第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 173 条の 9 において読み替えて準用する第 170 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170 条の 2 第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 173 条の 9 において読み替えて準用する第 170 条の 2 第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第 175 条の次に次の 1 条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第 175 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第 190 条中「及び第 141 条」を「、第 141 条及び第 175 条の 2」に改める。

第 195 条及び第 199 条中「第 141 条」の次に「、第 175 条の 2」を加える。

（甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年 3 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第17条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第1項第3号及び第4項並びに第54条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第56条第1項中「第65条第1項」を「第63条の2」に改める。

第57条及び第62条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第63条の次に次の1条を加える。

(規模)

第63条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第65条第1項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が」を削る。

第72条中「第39条まで」を「第37条まで、第39条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第38条ただし書及び」を削る。

第92条第1項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

附則第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第4条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練(生活訓練)(第58条～第62条)」を

「

第5章 自立訓練(生活訓練)(第58条～第62条)

に改める。

第5章の2 就労選択支援(第62条の2～第62条の8)

」

第3条第1項中「次章」の次に「から第5章まで及び第6章」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第62条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及

び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第62条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第62条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第62条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第62条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第62条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第62条の8 第9条、第10条（第2項第1号を除く。）、第14条から第17条まで、第20条、第25条から第27条まで、第29条から第33条の

2まで、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条、第45条及び第47条から第51条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第62条の8において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第62条の8において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第62条の8において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第71条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第71条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第88条中「及び第55条」を「、第55条及び第71条の2」に改める。

第91条中「第55条」の次に「、第71条の2」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第227条の2（新条例第256条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第244条の規定の適用については、新条例第227条の2第2項及び第3項並びに第244条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第227条の2第4項及び第244条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

## 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。